

楊貴氏墓誌発見の周辺

伊藤純

はじめに

享保一三年（一七二八）、現在の奈良県五條市大沢町の古墓らしき所から天平一一年（七三九）の年紀が刻まれた墓誌が発見された。残念ながら今日では現物は伝わっておらず、拓本だけが知られている。拓本に残された文字は以下のようである。

従五位上守右衛

士督兼行中宮亮

下道朝臣真備葬

亡妣楊貴氏之墓

天平十一年八月十

二日記
歳次己卯

墓誌銘は下道朝臣真備（天平一八年〓七四六年に吉備朝臣に改姓）が亡妣（真備の母）楊貴氏のために天平一一年に墓を造営したと理解されている。『古京遺文』（文政元年〓一八一八年 自序）以来、「楊貴」は「八木」を好字で表したものと解釈されてきた。

しかし、この墓誌には疑問も呈されてきた。早くに岸俊男氏は「極めて当地にとつては重要な史料と思われるに拘らず、疑問としておかねばならぬ点の多いことは残念である。」と述べている。⁽¹⁾



現在の楊貴氏墓の位置（五條西中学校南側）1/2500

一 墓誌の発見 第一報

この墓誌の発見を最初に報告したのは伊藤東涯（一六七〇～一七三六）である。東涯著『輜軒小録』に以下のように見える。⁽²⁾

○和州古碑之事

享保十三戊申の秋、和州宇知郡の内、大沢村の農家平右衛門の家に、四五升程入る壺一つ、并に瓦十二枚を掘り出だす。中一枚文字を彫り付け、朱を入れたり。瓦の厚一寸八分、は、一尺七寸、長一尺九寸なり。其文に「従五位上守右衛門土督兼行中宮亮下道朝臣真備。葬亡妣楊貴氏之墓。天平十一年八月十二日記。歳次己卯」と。凡四十三字づ、一行にあり。此は上の墓の碑と同じく、吉備大臣の母氏なり。上のは祖母なり。此は母儀なり。同じく近年に掘り出だす事、誠に希代のことなり。

『輜軒小録』は古碑、古文書、草木禽獸などの諸事に

ついでに東涯の知識を書き記したものである。成立年は明確ではないが、「小松内府墓之事」に

享保辛亥の冬、堀習齋氏に、一士人の家にて夜話に邂逅す。

とある。享保辛亥 \equiv 一六年（一七三二）なので、『輜軒小録』の成立年は、享保一六年（一七三二）以降、東涯が没した元文元年（一七三六）までの間に記されたと判断できる。東涯の報文は、墓誌が発見されたとされる享保一三年（一七二八）の後、数年の間に執筆されたことになる。

なお、文中に見える「上の墓の碑と同じく」とあるのは、「和州古碑之事」の一つ前の項、元禄一二年（一六九九）に発見された、和銅元年（七〇八）の年紀をもつ「備中古墓之事」、今日「下道罔勝罔依母夫人骨蔵器」と称される骨蔵器の考証である。

二 近江昌司氏の追求と研究

墓誌の現物が伝わっていない現在にあつて、近江昌司氏は先行研究を検討しつつ、さらに伝わっている墓誌の拓本を博搜、比較検討し、極めて重要な見通しを提示した。⁽³⁾

近江氏は墓誌発見の第一報を記した東涯について、天理図書館に蔵される古義堂文庫の「伊藤家（氏）乗」史料を精査し、「東涯は享保十四年に伊勢へ、同十五年に泉州堺へ、同十八年に河内方面へ旅



楊貴氏墓現況

行しているが大和五条方面を訪れた記事はない。この年譜は自他ともに訪問の記事がかなり詳しいところから見れば、享保十三年以後に大和に旅したことはなかったと思われる」とされ、墓誌発見の情報は「古義堂の門下からの聞き書か消息によって知ったものと思われる」と述べる。

先行研究、拓本を検討した結果、近江氏が示した結論は以下のようなものである。

①墓誌は享保一三年（一七二八）に発掘された。明治三〇年（一八九七）までに五回以上の発掘と埋め戻しがあつた。

②本来の墓所は明確でなく、現在の場所はその後移動したものの。墓の構造は岡山の三谷村東三成の古墓と類似している。

③拓本は真本の他に、彫り版のものが四・五通以上ある。

④銘文は文意が通じ史実と整合する。しかし文体から「歳次己卯」が疑問で、さらに全体の文形にも問題が生じ、後刻の可能性が強い。

⑤唯一の博製の紀吉継墓誌と比べ文字に洗練された力強さが無い。

⑥八木氏が楊貴妃の裔すえと自称する伝説が中世以降確認される。後世には楊貴氏と楊貴妃が関連すると考えられており、楊貴氏墓誌は後世の偽刻の可能性がある。

⑦楊貴氏墓と伝えられる辺りから博と一個の土器による古墓があつたことは認められるが、楊貴氏墓誌が伴出したことは疑問である。墓誌は焼成された真物の博に、後人が刻したものでらう。

墓誌発見の経緯、拓本の詳細な観察をふまえた近江氏の結論は、一応納得できるものであるが、かといって墓誌が偽作されたものと即断することは私にはできない。

しかし、近江氏の研究は楊貴氏墓誌の研究にとつて画期となり、以降この墓誌が偽作された可能性に言及する解説もでる。

宮瀧交二「楊貴氏墓誌」〔『日本史総合辞典』東京書籍一九九一年〕

18世紀、現奈良県五條市出土。墓誌は現存しないが

『古京遺文』が全文を収載。瓦埴に天平11年(739)の吉備真備による亡母楊貴氏の埋葬等43文字を刻むが、用字のか疑問が多い。表記「…之墓」は墓碑的
性格を持つ。

東野治之「楊貴氏墓誌」(『国史大辞典』一四卷 吉川
弘文館 一九九三年)

この墓誌については、文字が埴の焼成後に刻まれて
いること、末尾四字が後刻とみられ、これを除くと
文字の配置に不均衡が生ずることなどから、埴出土
後の偽作とする説もある。

田中俊明「楊貴氏墓誌」(『日本古代史大辞典』大和書
房 二〇〇六年)

楊貴妃にちなんで八木氏を楊貴氏と称したという伝
承があるが、楊貴妃は楊氏であり、貴妃という地位
についたのは、墓誌の年代よりもあとであるなど、
疑問が多く、偽作である可能性が高い。

高島英之「楊貴氏墓誌」(『歴史考古学大辞典』吉川弘
文館 二〇〇七年)

現存する拓本を偽作とする見方もあるが、墓誌に記

された真備の位階・官職は、墓誌に記された年代で
ある七三九年(天平十一)当時のものとして他の史
料と矛盾しない。

以下、偽作説があるということをおさえつつ、東涯の
『輜軒小録』での第一報まで立ち返り、墓誌発見までの
状況を振り返ってみたい。

三 最初の報告者・伊藤東涯

(一) 楊貴氏墓誌発見に至るまでの東涯の周辺
事件・事故において、世間では第一発見者・通報者が
疑われることがある。東涯を疑う訳ではないが、楊貴氏
墓誌の第一報告者・東涯の周辺、墓誌が発見されたとす
る享保一三年(一七二八)に至るまでの事実を確認して
おきたい。

慶長一八年(一六一三) 小野毛人墓誌発見
明暦三年(一六五七) 『続日本紀』の最初の版本

(印本) 公刊される

寛文一〇年（一六七〇） 東涯 誕生

元禄九年（一六九六） 東涯 稻生氏墓誌作成（東涯二七歳）

元禄一〇年（一六九七） 小野毛人墓誌 埋め戻される（東涯二八歳）

元禄一二年（一六九九） 下道罔勝罔依母夫人骨蔵器 発見（東涯三〇歳）

享保九年（一七二四） 『制度通』原稿完成（東涯五五歳）

享保一三年（一七二八） 楊貴氏墓誌発見（東涯五九歳）

享保一六年（一七三二） 以降『輜軒小録』成立

元文元年（一七三六） 東涯没（六七歳）

『輜軒小録』には「備中古墓之事」（下道罔勝罔依母夫人骨蔵器）、「和州古碑之事」（楊貴氏墓誌）、「小野毛人墓之事」（小野毛人墓誌）の三点の墓誌が取り上げられている。この三点は、五〇〇年程前（嘉禎元年＝一二三五年）に発見された行基墓誌を除くと、当時知られてい

た古代の墓誌の全てと思われる、東涯が古代の墓誌に強い関心を抱いていたことが伺える。

特に「備中古墓之事」の記述では

備中国某郡に、恵良村と云ふ所あり。二里程東に八田村と云ふ村あり。其処に、吉備大臣の廟あり。二十年ばかり前（元禄一二年…伊藤）に、八田邑より一里西に、東三成村と云ふ所あり。其村の百姓古き塚をほり、鉄器を出だし、其名に下道氏国勝、国頼母夫人の骨、和銅元年とあり。其器は所の地藏院に安置せり。領主伊藤伊豆国勝の社建立と云々。さて地藏院を改め、国勝寺と号せらる。骨器の銘まさに廿字余も有る由、中国すぢより書き付け来る。国勝と云ふは、吉備大臣の御親父なり。

とあり、東涯は「中国すぢ」（現地）からの「書き付け」（報告）を受け、この文章を記しているのである。この「備中古墓之事」に続くのが楊貴氏墓誌の「和州古碑之事」である。「和州古碑之事」の文末に

此は上の墓の碑（備中古墓：伊藤）と同じく、吉備大臣の母氏なり。上のは祖母なり。此は母儀なり。同じく近年に掘り出だす事、誠に希代のことなり。

『古義堂文庫目録』（天理図書館 一九五六年 一〇七頁）には

続日本紀 大四十卷 二十冊函（75—1）

とあり、下道罔勝罔依母夫人骨藏器と楊貴氏墓誌を、一連のものとして記述しているのである。一つは真備の祖母の墓誌、もう一つは真備の母親の墓誌と考証していることから、東涯は下道朝臣真備一族に並々ならぬ興味を抱いていることが伺える。

菅野真道等、明暦丁酉秋日立野春節後語、東涯朱墨の書入れあり。表紙に各冊充当年代を朱書す。箱の下部に「享保十八年癸丑（1733）夏五月造」、箱の外題は蘭嶋らんとうに似たり。その裏に東涯本書の中の歴代の名と「四十巻紀凡九十五年」と書したり。

（二）東涯所持の印本『続日本紀』

『輜軒小録』『野州多胡碑之事』の中で「続日本紀を考ふるに」、また「小野毛人墓之事」の中で「続日本紀を見れば、和銅七年の下に云、：、「亦続日本紀に、小錦中と書けり」とあることから、東涯は『続日本紀』を見ていることが分かる。

とある。古義堂文庫には東涯が所持していた印本が蔵されている。

東涯が見ていた『続日本紀』は近世では唯一の公刊本、明暦三年（一六五七）に立野春節たつのはるとき（一六二五〜？）が版行した本（印本と通称される）⁽⁴⁾である。

東涯は印本『続日本紀』を手許に置き、それぞれの墓誌の考証を進めていたのである。天平七年四月二六日の記事で、正しくは「入唐留学生従八位下下道朝臣真備」と有るべきところを（『新日本古典文学大系 続日本紀』による）、印本では「入唐留学生従八位下上道朝臣真備」と「下」を「上」と誤記している。東涯所持の印本を裏見したところ、誤記の「上」字を白で消し、「下」と記

しているのである。「備中古墓之事」、「和州古碑之事」の考証過程で『続日本紀』印本の誤りに気付いたのであるうか。あるいは、墓誌の考証とは関係なく、単に印本の誤記に気付いただけかもしれないが。

(二) 下道朝臣真備の位階と官職

印本での誤字の訂正、「備中古墓之事」と「和州古碑之事」での考証から、東涯が下道一族に大いなる興味を抱いていたことが分かる。

ここで、楊貴氏墓誌で「從五位上守右衛士督兼行中宮亮下道朝臣真備」と記述される下道真備の天平一一年(七三九)時点での位階と官職を見ていきたい。

位階が高く、官職が低い場合は行ぎょう

位階が低く、官職が高い場合は守しゅ

である。ここで墓誌の天平一一年八月における下道朝臣真備の位階と官職を確認したい。

天平九年一二月二七日(続日本紀)

中宮職の官人六人に位を賜ふこと、各差有り。亮すけ從

五位下下道朝臣真備に從五位上を授く。

天平一〇年七月七日(続日本紀)

右衛士督みかみ下道朝臣真備

この時の位階は、天平九年一二月に賜った從五位上のままである。したがって、墓誌に刻まれた天平一一年(七三九)の時点で下道朝臣真備は、「從五位上中宮亮」であり、官位相当の原則からは、中宮亮は從五位下相当であるため「行」の状態である。また、右衛士督は正五位上に相当するため「守」の状態であった。楊貴氏墓誌での下道朝臣真備の位階と官職についての記述は、『続日本紀』に照らしても正しいものであり、誤りはない。官位相当の原則を知る楊貴氏墓誌の撰者が、天平一一年(七三九)の下道朝臣真備について「守」「行」と判断したのである。

官位相当の原則、「行」「守」について、東涯も当然熟知している。『制度通』巻四「兼行守試の事」では

兼 両官に任ずる者、一を正と為し、余を兼と為

す。

行 高階卑官。

守 卑階高官

試 未だ正命と為らず。

∴ (中略) ∴

○本朝官位、兼、行、守のこと、又唐の法に本づく。位階卑して官高きときは守とかく。従三位守大納言といふが如し。大納言は相当従二位なり。位階高して官卑き時は行とかく。正二位行大納言と云が如し。この二つは位と官と高下あり。共に位を先へ書て官をあとにするす。もし官位相当の時は行守の字を用ひず。大納言従二位と必官かならずを先へしるすなり。諸官何れも同きことなり。令並に拾芥抄などに詳なり。

と記している。

(四) 墓誌銘を撰述していた東涯

京都市左京区に迎称寺むかひしょうじという寺がある。迎称寺は本草

学者・医師であった稲生若水の墓所であった。一九九二年四月、この寺の墓地に埋葬された稲生家の墓所改葬工事に伴って四点の墓誌が発見された。四点の墓誌のうち、東涯は「恒軒墓誌銘」と「孺人墓誌銘」の二点の銘文を元禄九年(一六九六)に撰述したのである。

恒軒は若水の父・稲生恒軒(一六一〇～一八〇)、孺人は恒軒の妻(若水の母)稲生春子(一六一九～九五)である。

東涯が撰述した文は杉立義一氏の著作をご覧いただくこととして、私にとつて興味深いのは、慶長一八年(一六一三)に発見され、元禄一〇年(一六九七)に埋め戻されるまで地上にあつた小野毛人墓誌(その後、一九一三年に掘り出される)を東涯は実見しているのである。稲生氏の墓誌を撰述したのは「小野毛人墓誌が銅製墓誌(恒軒・孺人の墓誌)を作ることのヒントになつたのではないかということが一つ。そしてヒントを与えたのが伊藤東涯だつたのではないかということが一つである」とする伊東宗裕氏の見解は当時の東涯の状況を知るうえで重要な指摘である。⁽⁶⁾先に述べたように東涯は『輜軒小

録』で「小野毛人墓之事」をしるしており、伊東氏の見方は正鶴を射ていると思われる。

東涯は楊貴氏墓誌が発見される以前、元禄九年（一六九六）二七歳の時に稲生氏の墓誌銘を撰述していたのである。

四 墓誌の拓本と東涯直筆の文書

今ここに、東涯の直筆になる楊貴氏墓誌に関する文書を見出し出すことができた。古義堂文庫に入っているもので「考古史料〔楊貴氏墓誌〕」古201―3―2である。一紙に書き付けたものである。

享保十三戊申之秋和州宇智郡

大澤沢村平右衛門屋敷ヨリ四五升

ハカリ入ホトノ壺一ツ並瓦十二枚掘

出ス十二枚ノ内一枚ニ文字ヲホリ

ツケ朱ヲ入アリ瓦ノ厚サ一寸八分

幅一尺七寸長サ一尺九寸

文二曰

從五位上守右衛

士督兼行中宮亮

下道朝臣真倫葬

亡妣楊貴氏之墓

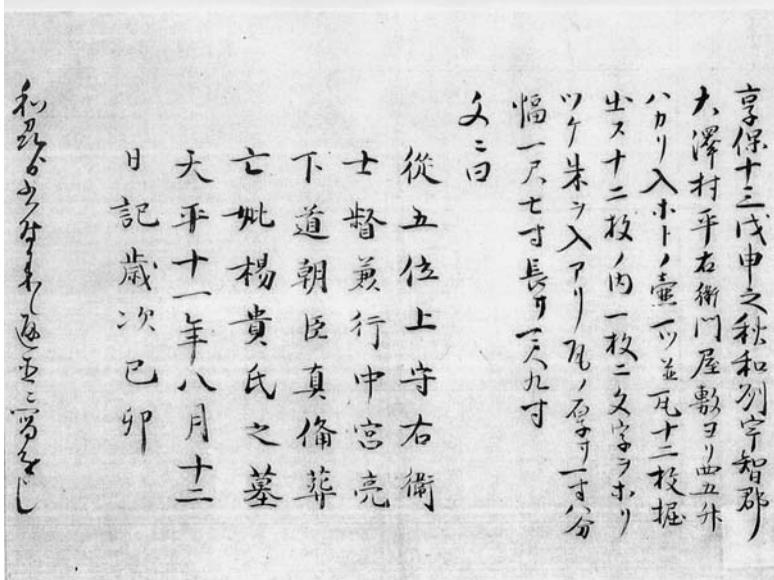
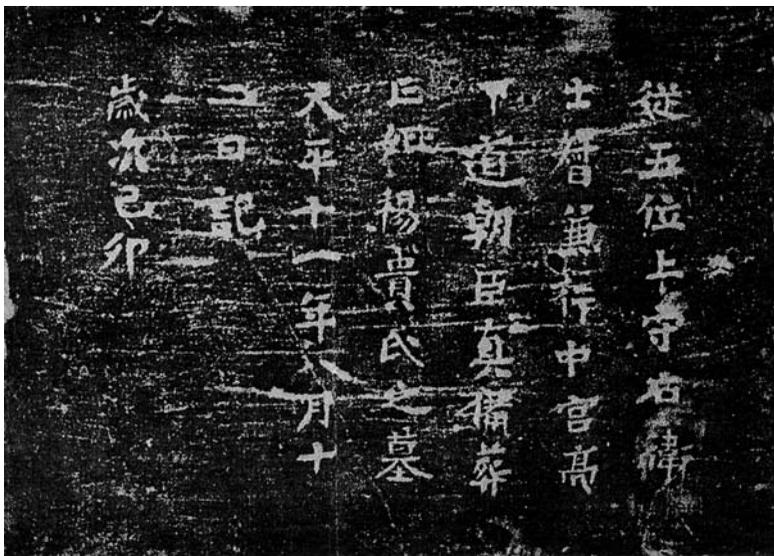
天平十一年八月十二

日記歳次己卯

和州より書付来候通直に写進申候

「享保十三戊申之秋…」以下、銘文の最後「日記歳次己卯」までが、和州（大和）からの書付（情報）に対する返書の内容であろう。「和州より書付来候通直に写進申候」とあることから、この文章は和州からの情報提供者に返送した書簡の写し、手控えなのであろう。

しかも最後の「和州より書付来候通直に写進申候」は、「大和から書簡が来たので、直ちにこの文書を作成し進呈した」といった意味であろうか。ここでも「備中古墓之事」と同じく、和州（地元）からの書付け（報告）を受けて、東涯自身がモノを見ることなしに文書



上：楊貴氏墓誌拓本 下：東涯の文書（天理大学附属図書館蔵）

作成しているのである。

前半の墓誌発見の状況は『輜軒小録』の記述とほぼ同じである。墓誌の大きさについて東涯は幅(タテ)一尺七寸×長サ(ヨコ)一尺九寸と記す。この数値は『輜軒小録』での記述と同じである。東涯の記すところによれば、墓誌はタテ五一、五cm×ヨコ五七、五cm程の大きさとなる。後の史料『好古小録』(藤貞幹 一七九四年)では六寸八分×九寸、『古京遺文』(狩谷掖斎 一八一八年)では六寸九分×九寸とあり、タテ二〇cm×ヨコ二七cm程の大きさである。近江氏は拓本の検討から、タテ一九、四cm×ヨコ二五、二cm程の大きさと述べる。墓誌の大きさの間違いは「和州より書付」の情報が事実と異なっていたことによるものだろうか。

「文二曰」以下の銘文については、東涯文書では六行、拓本では七行で、字配りが異なっている。さらに文字の違いについても確認しておきたい。

東涯文書では

(一行目) 從五位上守右衛

(二行目) 土督兼行中宮亮

(三行目) 下道朝臣真備葬

(四行目) 亡妣楊貴氏之墓

(五行目) 天平十一年八月十二

(六行目) 日記歲次己卯

拓本では

(一行目) 從五位上守右衛

(二行目) 土督兼行中宮亮

(三行目) 下道朝臣真備葬

(四行目) 亡妣楊貴氏之墓

(五行目) 天平十一年八月十二

(六行目) 二日記

(七行目) 歲次己卯

東涯文書と拓本を比較すると以下の違いがある。

(一行目) 從→從

(二行目) 兼→兼 亮→亮

(三行目) 備→備

(六・七行目) 卯→卯

一見すると、東涯の文字はやや煩雑な字体を用いており、拓本の文字は焼成後の埴に彫ったためか、從→從、

亮↓亮、卯↓卯のように簡略化された文字になってい
る。和州からの墓誌の報告を受け、東涯は日常普段に書
き慣れた文字を用いて書き記したのであろうか。

あるいは、古墓発見の情報を受けた東涯が、いそぎ銘
を撰文、この書面を作成し、和州の情報提供者に送った
のではなからうか。東涯の撰文をもとに、焼成後の埴に
文字を彫り付けたのではなからうかと推測するのは、
下種の勘繰り^{かげり}であらうか。東涯の文字は紙に筆で書かれ
たのでやや煩雑な字体を用いているが、東涯の撰文を埴
に彫り付ける段になって煩雑な文字は彫れないため、簡
略化した文字にして彫り付けたと考えるのは邪推であら
うか。

五 楊貴氏Ⅱ八木氏か

狩谷椽斎『古京遺文』（文政元年Ⅱ一八一八年 自序）
の

楊貴氏姓氏録右京蕃別所載八木造即此

と述べる。以来、楊貴Ⅱ八木とされてきた（ただし、八
木造は右京神別下であり『古京遺文』は誤り）。佐伯有
清氏は八木造について「八木の氏名は、陽疑・楊貴・陽
枳・矢木などとも書き、…」と述べている。⁷⁾このうち、
陽疑は『続日本紀』宝龜六年（七七五）正月条に見える
「陽疑造豊成女」であり、陽枳・矢木は宝龜元年（七七
〇）一二月以降、装潢として正倉院文書に登場する八木
宮主の別表記である。佐伯氏は楊貴について史料の根拠
を示していないが、楊貴氏墓誌であることは間違いな
い。

墓誌が天平十一年（七三九）に作られたものとするな
らば、「楊貴」が中国唐の「楊貴妃」とは無関係である
ことは岸俊男氏が明らかにしているところである。⁸⁾楊氏
が「貴妃」の位を授けられたのは天宝四歳Ⅱ天平一七年
（七四五）であるため、墓誌の楊貴氏と中国唐の楊貴妃
とは全く無関係となる。

東涯は『制度通』卷三「後宮官の事」に

○唐の時、女官の次第、前代の制をとりて増損す。

内命婦、貴妃より采女まで凡^{すべて}て十六等。

とある。唐の女官の制度・一六等の最上に「貴妃」位があることを記している。しかし、楊氏と楊貴妃については記すところはない。

この墓誌を真物と判断するならば、天平一一年の時点で、中国唐の楊貴妃とは無関係に「楊貴」という氏族が日本に存在していたという岸氏の指摘のとおりである。

まとめにかえて

楊貴氏墓誌について、近江氏の研究を踏まえながら、発見とされる享保一三年（一七二八）に立ち返り、第一報告者である伊藤東涯の周辺を探索してみた。

東涯は『輜軒小録』の中で下道罔勝罔依母夫人骨藏器と楊貴氏墓誌とを、一連のものとして考証しており、この考証の過程で下道朝臣真備に大いなる興味を抱いていたらしい。

また、東涯は楊貴氏墓誌発見以前、元禄九年（一六九六）に稻生家の「恒軒墓誌銘」と「孺人墓誌銘」撰述し

ているという事実がある。

さらに、古義堂文庫に蔵される文書から、東涯は楊貴氏墓誌を直接に見ることなく、大和の某氏からの情報提供によって、銘文を記しているのである。自ら記した銘文を大和へ返送しているらしいこと。しかも東涯の銘文は拓本と比べると字配りが異なっており、字体も墓誌の文字とは異なり、煩雑な文字になっているという事実。

以上のようないくつかの事実から、楊貴氏墓誌が偽作されたものであるならば、享保年間であって、このような銘文を撰述することができたのは伊藤東涯を除いてはあり得ないと私は考えるに至ってしまったのである。

墓誌銘の内容は『続日本紀』の記述するところと全く矛盾してはいない。「楊貴」も「楊貴妃」とは無関係であれば、この墓誌は真物ということになるのであるうか。

伊藤東涯の周辺の聞き込み捜査をし、状況証拠を集め、決定証拠がないままに推論をすすめてきた。この墓誌が偽物であるとすれば、享保の人にあつて、このような銘を撰述できたのは東涯以外には考えられないとした

私は、東涯の名誉を著しく傷つけたことになる。

諸氏のお許しを切に請うものである。

おわりに

享保一三年（一七二八）、大和の古墓から天平一一年（七三九）の年紀が刻まれた墓誌が発見されたらしい。伊藤東涯の第一報によれば、一二枚の埴が見つかり、そのうち一枚に文字が彫り付けられ、文字には朱が入っていたという。現物が伝わっていないため、拓本を詳細に観察した近江昌司氏は、文字は埴が焼成された後の彫り付けられたものとされ、文体・字形から偽物である可能性を指摘した。

享保一三年に大和で古墓が見つかった。その墓には一枚の埴が納められていた。埴の片面には文字が彫られていた。文字は埴が焼かれる前、まだ土が軟らかい時にヘラ書きされたものである。解読してみると、下道朝臣眞が亡き母・楊貴氏のために天平一一年八月一二日にこの墓を造った、という内容であった。このような状況であれば、今日現物が存在していなくても、私は何ら疑問を

持つことなく、この墓誌を真物と判断するはずである。

私も楊貴氏墓誌は真物とは思えず、偽物の可能性が極めて高いと思い、この墓誌の発見時の周辺を調べてみた次第である。

伊藤東涯を偽作者と決めつける意図は毛頭ないことを、改めて明言しておきたい。

註

- (1) 岸俊男「楊貴氏の墓誌」〔五條市史〕上巻 一九五八年
- (2) 『日本随筆大成』二期―二四（吉川弘文館 一九七四年）
- (3) 近江昌司「楊貴氏墓誌の研究」〔日本歴史〕二二―号 一九六五年
- (4) 吉岡真之・石上英一「書誌」〔新日本古典文学大系 続日本紀〕一 岩波書店 一九八九年
- (5) 杉立義一「稻生恒軒・若水の墓誌銘について」〔東アジアの本草と博物学の世界〕下 思文閣出版 一九九五年
- (6) 伊東宗裕「発見された古代 小野毛人墓碑」〔京の石碑ものがたり〕京都新聞社 一九九七年
- (7) 佐伯有清氏〔新撰姓氏録の研究 考證篇第三〕吉

川弘文館 一九八二年)

(8) 岸俊男「楊貴氏の墓誌」(『日本歴史』一五〇号 一

九六〇年 『日本古代政治史研究』所収)

参考文献(註であげた文献を除く 発表順)

楊貴氏墓誌関係

一九二四年 「楊貴氏の墓」『奈良県宇智郡誌』

一九五五年 清野謙次「楊貴氏墓志」『日本考古学・人類

学史』下巻 岩波書店

一六六五年 小島俊次「奈良県の考古学」吉川弘文館

一九六六年 亀井孝「楊貴氏につき語学のたちばから」

『日本歴史』二二七号(『日本語のすがた』とこ

ころ(一)所収)

一九七七年 飛鳥資料館『日本古代の墓誌』

一九八七年 「楊貴氏の墓誌」『五條市史 新修』

伊藤東涯関係

一八九九年 竹内水哉「伊藤東涯」

一九四三年 吉川幸次郎「解題」『制度通』岩波文庫

一九五〇年 中村幸彦「伊藤東涯来簡集抄」『ピブリア』

二号(『中村幸彦著述集』一一卷所収)

一九五四年 清野謙次「伊藤東涯の考古学」『日本考古

学・人類学史』上巻 岩波書店

一九六九年 吉川幸次郎「伊藤東涯」『吉川幸次郎全集』

一七卷 筑摩書房

一九七一年 日本思想大系33『伊藤仁斎・伊藤東涯』岩波
書店

一九七九年 渡辺浩「伊藤仁斎・東涯」『江戸の思想家た
ち』上巻 研究社出版

一九八三年 伊東倫厚「伊藤仁斎・附伊藤東涯」明德出版
社

一九九七年 森銑三「七月十七日 伊藤東涯」『偉人暦
続編』(下) 中公文庫

二〇〇六年 礪波護「解説」『制度通』平凡社 東洋文庫